

2022年（令和4年）1月13日

藤沢市教育委員会

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学校の情報処理システムの運用管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）12月22日付けで諮問（第1109号）された学校の情報処理システムの運用管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。
- (4) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

学校における教職員の業務改善については、全国的に進められており、本市においても教職員の長時間勤務の是正に向け、様々な取組を行っている。その中で、働き方改革の取組の一つとして、校務支援システムを導入し、これまで教職員個々で管理していた成績情報や名簿を一元管理することや属人的になっている業務を平準化

することによる業務負荷の分散を行うことで事務の効率化を図り、教職員の働き方改革を進めていきたいと考えている。

文部科学省は、新学習指導要領の実施を見据え、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針が取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を策定しており、この計画の中において、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされる水準として統合型校務支援システム100%整備が求められている。

本市では市立中学校において既に整備を行っており、現在、市立中学校の校務支援システムの円滑な運用を保守サポートするため、教育総務課においても市立中学校の校務支援システムを取り扱っているところであるが（藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第634号）、今年度、市立小学校においても整備を行い、市立小学校の校務支援システムについても教育総務課で取り扱う。

統合型校務支援システムは、校内の校務情報を一元的に集約し、共有、再利用をベースに効率的かつ効果的に校務処理ができるように機能を実装した、学校現場に特化したシステムとなっている。主に、児童の基本情報を管理する学籍系、出欠管理、成績処理、時数管理等の教務系、健康診断結果の管理、保健管理等の保健系等、校務の多岐にわたる機能を有しており、児童及び保護者の個人情報を扱うことが必要不可欠となる。

以上のことから、条例第10条に規定された個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに第18条に規定されたコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

校務支援システムで取り扱う個人情報については、学務保健課において運用している学齢簿システムの情報を利用する。

ア 本人以外のものから収集する個人情報

(ア) 児童情報

学校名、学年、児童氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、性別、生年月日、郵便番号、住所

(イ) 保護者情報

保護者氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、続柄、郵便番号、住所

イ 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

校務支援システムで必要とする個人情報は、児童の情報約2万3千人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、本人から個別に収集する場合、非常に多くの時間、労力、経費を要する。本事務はコンピュータ処理にて行うため、既に個人情報を電子情

報で保有している学務保健課の情報を利用することが合理的である。

迅速かつ正確に本事務を進めるためには、他に方法が無いことから、所管課である学務保健課の個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

ウ 受渡し方法

学務保健課の担当職員が、学齢簿システムより教育総務課所管の暗号化を施したUSBメモリにデータを読み込み、教育総務課の担当職員が、校務支援システム保守端末からUSBメモリ内のデータを学校別に校務支援システムに取り込む。取込み作業後、USBメモリ内のデータを速やかに消去する。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

児童の情報約2万3千人分に加えて保護者の情報も対象となることから、通知すべき相手が多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、実施機関の事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、児童及び保護者に対しては、代替手段として、学校から家庭へのお知らせである学校だよりや各学校のホームページを通じて、事前にお知らせする。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う個人情報

- (ア) 学校名及び学校番号
- (イ) 学籍番号
- (ウ) 児童情報

入学年月日、学年、クラス名、出席番号、児童氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、性別、生年月日、転入年月日、転入元、転出年月日、転出先、郵便番号、住所、電話番号、兄弟姉妹（校内にいる兄弟姉妹の氏名）、学級活動（クラスの係等）、学校行事（委員会活動等）、成績情報、保健室情報（来室の症状、時間、処置等）、健康診断情報

(エ) 保護者情報

保護者氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、続柄、郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス

イ コンピュータ処理を行う必要性について

市立小学校における校務支援システムの各学校の円滑な運用を教育委員会が保守サポートしていくため、膨大な事務処理を迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

ウ システム概要

統合型校務支援システムとは、教務系（成績処理、出欠管理、

時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室来室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムを指し、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムとなっている。今回市立小学校で導入を予定している校務支援システムは既に市立中学校で使用しているものと同様のクラウドサービス型の統合型校務支援システムである。

現在、市立中学校の校務支援システムは、A Dサーバや学校ファイルサーバといった学校基盤サービス利用契約で利用するクラウドサービスの1つとなっており、市立小学校の校務支援システムにおいても、現行の学校基盤を拡張してシステム構築を行うことから、学校基盤サービス利用契約の変更契約を締結することで利用していく予定である。

エ コンピュータ処理の内容

教育総務課では、システム障害や校務支援システムの操作方法等に関する学校からの照会に対し、保守対応を行う。

保守サポートは、システムセットアップ時の全児童情報を取り込むこと、毎年の新入生児童情報を取り込むこと、及び障害発生時など校務支援システムに関する学校からの照会に対応するために学校と同じ画面を確認し保守業者に障害情報を正確に伝え改善方法を検討することである。

(5) 安全対策

ア 本市の安全対策

- (ア) 校務支援システムに接続する運用・保守を行う教育総務課内の端末はワイヤーロックで施錠されている。
- (イ) 運用・保守を行う教育総務課内の端末を利用する職員は、教育総務課長に使用を許可された職員に限り、運用・保守を行う教育総務課内の端末の利用及び校務システムを運用する環境に接続する際はユーザ認証を行うようにする。現在はIDとパスワードでユーザ認証を行っている。
- (ウ) 人事異動の都度、運用・保守を行う教育総務課内の端末を利用する職員を見直すとともに、ID及びパスワード管理の徹底及び定期更新に努める。
- (エ) 取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えい等が行われないよう管理を徹底する。
- (オ) 校務支援システムの利用に当たっては、藤沢市教育情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

イ システム提供事業者の安全対策

- (ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマーク(Pマーク)の使用が許諾されている。
- (イ) 情報システム第三者認証(ISO/IEC 27001)を取

得している。

- (ウ) 校務支援システムを運用する環境とインターネットと接続する環境のネットワーク分離を行う。
 - (エ) 校務支援システムを運用する環境への接続は閉域網を利用し、インターネットを介さずに直接接続を行う。
 - (オ) 校務支援システムを運用する環境への通信は暗号化する。また、ファイアウォールにより特定の通信のみ許可するものとする。
 - (カ) ウイルス対策サーバを導入し、セキュリティ対策を実施している。
 - (キ) 校務支援システムは自分の学校の情報以外は閲覧することができない仕組みとする。
 - (ク) 校務支援システムを運用する環境内にあるデータをパソコンのローカルや外部機器に持ち出しを行う際は、管理職の許可を得ないと持ち出すことができない仕組みとする。
 - (ケ) 校務支援システムは運用・保守を行う教育総務課内の端末と学校の校務用端末のみ接続することができる仕組みとする。
 - (コ) コンピュータ証明書認証を利用し、証明書がインストールされている端末以外は学校のWi-Fiに接続することができない仕組みとする。
 - (サ) 校務用端末を利用するユーザはデータセンター内にあるADサーバで管理する。
 - (シ) 校務支援システムサーバについて、24時間常時、システム監視を行っている。
 - (ス) 校務支援システムサーバのあるデータセンターは日本データセンター協会が制定するデータセンターファシリティスタンダードにおいてティア3相当の機能を有するものとする。
- (6) 実施時期（予定）
- 次年度の新生情報校務支援システムに取り込む必要があるため、毎年実施する。
- ア 初回
2022年（令和4年）3月1日以降
 - イ 初回以降
毎年11月
- (7) 提出書類
- ア 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）
 - イ 校務支援システム概要
 - ウ 校務支援システムネットワーク構成イメージ図
 - エ 校務支援システム運用環境概要
 - オ データセンター概要
 - カ 学校基盤サービス利用契約の変更契約書（案）

キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

校務支援システムで必要とする個人情報は、児童の情報約2万3千人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、本人から個別に収集する場合、非常に多くの時間、労力、経費を要する。本事務はコンピュータ処理にて行うため、既に個人情報を電子情報で保有している学務保健課の情報を利用することが合理的である。

迅速かつ正確に本事務を進めるためには、他に方法が無いことから、所管課である学務保健課の個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

児童の情報約2万3千人分に加えて保護者の情報も対象となることから、通知すべき相手が多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、実施機関の事務処理の正確性、効率性、が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、児童及び保護者に対しては、代替手段として、学校から家庭へのお知らせである学校だよりや各学校のホームページを通じて、事前にお知らせする。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

市立小学校における校務支援システムの各学校の円滑な運用を教育委員会が保守サポートしていくため、膨大な事務処理を迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が

あると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のア及びイに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 本市の安全対策

a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(イ), ア(ウ)

b システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(イ), ア(ウ)

c 日常的な安全対策

ア(ア), ア(ウ), ア(エ), ア(オ)

(イ) システム提供事業者の安全対策

a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(キ)

b システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(ク)

c ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(ウ), イ(エ), イ(オ), イ(カ), イ(コ), イ(サ)

d 実施機関がシステム提供事業者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(ア), イ(イ), イ(ス)

e その他の安全対策を高めるための措置

イ(シ)

f 日常的な安全対策

イ(ク)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、システム提供事業者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

(4) 条件

市立中学校における運用実績について検証し評価すること、及びその内容について市立小学校での運用状況と併せて当審議会に報告することを条件とする。

以 上